

香港日本人商工会議所運営内規

第 1 条(年会費等の支払い)

1. 入会金及び年会費の額並びにその算出方法は別紙のとおりとする。
2. 年会費の支払いは下記のとおりとする。
 - (1) 各年の 4 月 1 日より入会した会員はその年会費の全額を支払う。
 - (2) 各年の 4 月 1 日以降に入会した会員は、その年会費全額のうち入会した月から年度末までの月割計算した額を支払う。
 - (3) 一旦支払われた年会費は会員がその年度の途中で退会する場合にも返還されないものとする。

第 2 条(年会費の不払い)

1. 年会費の支払いに関する請求書の発行日から 30 日以内に当該請求書記載の請求額の支払いがなされない場合は、理事会の決定によって、理事会が決定する条件に従い、当該請求書の宛先である会員を退会とすることができる。

第 3 条(改廃)

1. 本内規の改廃は、理事会の決議による。

付 則

(1969 年 9 月 26 日施行)

(2023 年 5 月 18 日改定)

(別紙)

1. 目的

本内規は、正会員(Full Members)及び準会員(Associate Members)の入会金(Entrance Fee)及び年会費(Annual Subscription)について、定款第 9 条の定めに基づき、定款第 9 条記載の金額から変更された事項を内規として定めるものである。

2. 入会金及び年会費

(1) 香港日本人商工会議所の入会金及び年会費は以下のとおりである。

	正会員	準会員
入会金	HK\$3,000/入会時	HK\$1,500/入会時
年会費(4 月～翌 3 月)	HK\$3,000/口 (1～5 口)	HK\$3,000/社

(2) 正会員の年会費の算出方法については、次のとおりである。

- ・ 年会費は、HK\$3,000 に、各正会員に割り当てられた口数(以下「割当口数」という)を乗じた額とする。
- ・ 割当口数は、正会員の香港における拠点の形態、資本関係等に従い、次の「正会員会費口数基準」と題した表を用いて、下記の定義を参照しつつ、対象となる正会員が(i)左端の列のいずれの分類に所属するか、次いで(ii)左から 2 列目のいずれの分類に該当するかを確認・検討し、(iii)下記(注)記載の分類に基づき、A 乃至 K のいずれの分類記号に該当するかを確認することによって定めるものとする。
- ・ 下記(注)記載の分類を判断するにあたっては、正会員の親会社資本金の額、日本側出資会社資本金の額、並びに正会員の業種及び従業員数を当てはめることで複数の分類記号に該当する場合、これら分類記号を次の「正会員会費口数基準」と題した表に適用することで得られる口数のうち最も低い口数を、当該正会員の割当口数とする。

正会員会費口数基準

分 類		分類記号	1 口	2 口	3 口	4 口	5 口
日本会社の 100% 現地法人又は支店	親会社が上場	A					○
		B				○	
		C			○		
	親会社が非上場	D			○		
		E		○			
日本会社の 駐在員事務所	親会社が上場	F		○			
	親会社が非上場	G	○				
日本会社と 海外資本との合併	日本側出資 50%以上	H			○		
		I		○			
	日本側出資 50%未満	J	○				
その他		K	○				

(定義)

上記表中の用語は、次の定義によるものとする。

- ・ 「日本会社」: 日本国内で設立登記された会社その他の団体
- ・ 「海外資本」: 日本国外で設立登記された会社その他の団体
- ・ 「親会社」: 香港での現地法人、支店又は駐在員事務所を直接的又は間接的に支配する会社その他の団体
- ・ 「日本会社の 100%現地法人又は支店」: 日本会社と直接又は間接的な完全支配関係にある香港での現地法人又は支店
- ・ 「日本会社と海外資本との合併」: 日本会社及び海外資本が香港での現地法人を通じて直接的又は間接的に共同で事業を運営する会社その他の団体

(注)

分類記号	親会社資本金	日本側出資会社資本金	香港会社の総従業員数	
			製造業	非製造業
A	200 億円以上		100 名以上	20 名以上
B	100 億円～200 億円未満		50～100 名未満	10～20 名未満
C	100 億円未満		50 名未満	10 名未満
D	50 億円以上		50 名以上	10 名以上
E	50 億円未満		50 名未満	10 名未満
H		50 億円以上	50 名以上	10 名以上
I		50 億円未満	50 名未満	10 名未満

(1983 年 5 月 19 日施行)

(1994 年 9 月 15 日改定)

(2015 年 12 月 18 日改定)

(2023 年 5 月 18 日改定)

香港日本人商工会議所理事会運営規約

第 1 条(理事会の目的)

1. 理事会は香港日本人商工会議所の運営及び業務遂行上の重要事項を審議決定する。

第 2 条(理事会の構成)

1. 理事会は総会で選任された理事を以て構成し、会頭(会頭に事故あるときは副会頭。以下、本規約において同じ)がこれを統括する。

第 3 条(理事会の種類)

1. 定款第 37 条の定めを踏まえ、理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。
2. 定例理事会は、定款第 37 条の定めに従い、毎奇数月に 1 回、会頭が別途に定める日に開催する。
3. 臨時理事会は、定款第 37 条の定めに従い、会頭が必要と認めたとき及び 5 名以上の理事によって請求があったときに、開催する。

第 4 条(招集者)

1. 理事会は、会頭が招集する。

第 5 条(理事会の定足数及び決議方法)

1. 理事会は、定款第 37 条の定めに従い、理事総数の 3 分の 2 以上の出席によって成立し、出席者の多数決により議決し、可否同数のときは、会頭が決定する。
2. 軽微かつ緊急を要する審議事項がある場合に限り、正副会頭会議または正副会頭へのメール審議をし、議決することができる。その場合、理事会にて事後報告を行うことを要する。

第 6 条(決議事項)

1. 次の各号に掲げる事項は、別段の定めがない限り、理事会の議を経るものとする。
 - (1) 総会に提案すべき事項。
 - (2) 臨時総会の招集。
 - (3) 入退会の申込みに対する諾否。
 - (4) 事務所の選定。
 - (5) 事務局長の選任。
 - (6) 顧問の選任。
 - (7) 参与の選任。
 - (8) 部会及び委員会の設置・改廃。
 - (9) 事業の基本方針の決定及び重要な変更。
 - (10) 重要な財産の取得及び処分。
 - (11) 寄附行為。
 - (12) 諸規約の制定及び改廃。

(13) 関係機関等との協定書の締結。

(14) 前各号に掲げるもののほか、これに準ずる重要事項。

第 7 条(有識者等の出席)

1. 定款第 30 条に定められている顧問は、名誉顧問、名誉顧問代行を含む。顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
2. 会頭は、理事会の決定に基づき、有識者を参与として委嘱し、所要の協力を求めることができる。参与は、理事会に出席し、意見を述べるができる。
3. 理事会が必要と認めるときは、その付議議題に関係ある者の出席を求めて、その意見の報告又は説明を求めることができる。

第 8 条(議案)

1. 理事会に付議する議案は、会頭が、これを提出する。
2. 事務局長は、予め理事会に付議される議案を整理し、会頭に提出する。

第 9 条(事務局)

1. 理事会の運営に関し、必要な事務は、事務局長が行う。

第 10 条(議事録)

1. 理事会の議事については議事録を作成する。
2. 議事録は事務局長が、これを作成し、保管する。

第 11 条(総務部)

1. 理事会に総務部を置き、次の業務を処理する。
 - (1) 選挙に関すること。
 - (2) 定款に関すること。
 - (3) 総会事項に関すること。
 - (4) その他理事会が別途定める事項。
2. 総務部は、会頭によって指名を受けた部長及び部員によって構成され、その任期は指名後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

第 12 条(改廃)

1. 本規約の改廃は、理事会の決議による。

付 則

(1969 年 9 月 26 日施行)

(2023 年 5 月 18 日改定)

(2024 年 3 月 21 日改定)

香港日本人商工会議所部会運営規約

第1条(部会の設置)

1. 香港日本人商工会議所の事業を遂行するため、次の部会を置く。
 - (1) 繊維・化学品部会
 - (2) 環境インフラ部会
 - (3) テクノロジー&イノベーション部会
 - (4) 金融部会
 - (5) 運輸保険部会
 - (6) 観光サービス部会
 - (7) 食品・消費財・小売流通部会
 - (8) 企業支援部会
2. 各部会の所掌について、必要に応じて別に定めることができる。各部会で定めた所掌については、理事会に報告を行うものとする。
3. 部会は、その運営上、問題ごと又は専門分野ごとに分科会の設立及び改廃を行うことができる。
4. 前項の分科会には、分科会を取り仕切る分科会長を置くことができ、部会長が分科会長を任命する。
5. 分科会員は分科会長が決定するものとする。

第2条(部会の構成)

1. 部会は、次の者を以て構成する。
 - (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 各部会においてその定数を定める(特段の定めがなされない場合は1名とする)
 - (3) 部会員
2. 部会員は、次の者を以て組織される。
 - (1) 部会に入会を希望する正会員
 - (2) 部会で協議し、部会長が入会を認めた準会員

第3条(部会長及び副部会長の選出)

1. 部会長及び副部会長の立候補資格を得るには、現正副部会長の1名を含み正会員代表者(定款第12条(d)に従い定められる者を意味する)である5名以上の推薦を要する。なお、推薦者は、複数の候補者を同時に推薦することができる。
2. 部会長及び副部会長それぞれの選出にあたって、前項に定める立候補資格を有する候補者数が第2条1項に定める定数以下の場合は、選挙を実施することなく、6項に従い選出がなされる。
3. 部会長及び副部会長それぞれの選出にあたって、第1項に定める立候補資格を有する候補者数が第2条1項に定める定数を超える場合は、当該部会における選挙を実施し、当該部会が推薦する者を定める。
4. 部会長及び副部会長の選挙を実施するにあたっては、選挙対象となる部会を組織する正会員(投票日より1か月以上前から正会員であった者に限る)が選挙権を有し、当該正会員が持つ口数が票数となる。

5. 選挙における投票は無記名かつ単記投票とし、得票順に部会が推薦する者を定める。
6. 部会長及び副部会長は、部会の推薦に基づき会頭が委嘱する。
7. 部会長は、部会を代表し会務を統括する。
8. 部会長が不在のときは、副部会長が部会長の職務を代行する。副部会長が複数名存在するときは、副部会長間の協議により、部会を代表し会務を統括する代行者を定める。

第4条(招集の手続)

1. 部会は、部会長が招集する。

第5条(答申、建議及び発表)

1. 部会は、理事会の諮問に応じて答申しなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、部会長の判断により答申の時期を理事会による諮問で指定された時期から後らせることができる。
2. 部会は、その所属部会員の意見をとりまとめて理事会に建議し、又は理事会の承認を得て外部に発表するものとする。但し、やむを得ない理由で事前に理事会の建議及び承認を得ることができない場合、会頭の承認を得ることによって、外部に発表を行うことができる。

第6条(運営)

1. 部会の運営は、その目的に沿い自主的かつ効率的に運営するものとする。
2. 部会における意思決定は、多数決により議決し、可否同数のときは、部会長が決定する。但し、軽微かつ緊急急を要する審議事項がある場合に限り、部会員へのメール審議をし、議決することができる。

第7条(理事会への報告)

1. 部会長は、自身が部会長を務める部会における会務の実施状況を、毎理事会において報告しなければならない。

第8条(情報の取扱い)

1. 各部会の部会員は、部会の参加を通じて知り得た情報につき、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
2. 前項の規定は、部会からの退会後も有効に存続するものとする。

第9条(退会)

1. 部会員は、部会を退会しようとするときは、事務局が定める所定の方法に従うものとする。

第10条(予算)

1. 各部会の予算は理事会が定める。各部会長は各部会の予算状況に応じて事業計画を策定し、実行する。

第11条(事務局)

1. 各部会における事務は事務局がこれ进行处理する。

第 12 条(委任)

1. 本規約に定めるもののほか、各部会の運営に関して必要な事項は、その所属部会員の意見を踏まえた上で、各部会の部会長が定める。

第 13 条(改廃)

1. 本規約の改廃は、理事会の決議による。

付 則

(1969年9月26日施行)
(1992年1月16日改定)
(2012年6月22日改定)
(2020年7月16日改定)
(2022年7月21日改定)
(2023年5月18日改定)
(2024年3月21日改定)

香港日本人商工会議所理事選任についての規約

1. 総則

理事及び次点者の選任(Election)は、定款第 27 条、第 28 条、第 29 条に定められているもののほか、本規約によるものとする。

2. 理事候補者、次点者候補者の決定手順

(1) 定款第 25 条に定める理事及び次点者について、それぞれの定数に係る上限数に至るまでの候補者を次の分類により決定する。

イ. 部会長職による理事候補者

香港日本人商工会議所部会運営規約(部会規約)の定めに従い、部会の推薦に基づき会頭が委嘱した部会長は、理事候補者とする。

ロ. 一般選挙による理事候補者

第 3 項以下に定める選挙規定により選出された当選者、又は選挙を実施することなく候補者となる被選挙人を理事候補者とする。

ハ. 会頭推薦理事候補者

会頭は、理事候補者として、最大 3 名を指名することができる。

二. 次点者候補者

一般選挙による得票次点 3 名を次点者候補者とする。

(2) 会頭は、上記(1)により決定する理事候補者及び次点候補者を、総会に提出する。会頭推薦候補者の決定を含めて、会頭がこれら候補者を総会に提出するにあたっては、香港日本人商工会議所理事会運営規約(理事会運営規約)第 6 条(決議事項)(1)の規定の適用はなく、会頭の専決によって行うことができる。

3. 理事候補者一般選挙

(1) 理事候補者選出のための一般選挙における被選挙人たり得るには、次のイ.及びロ.を全て満たす必要がある。

イ. 一般選挙実施年度の 4 月 1 日時点で正会員である者(但し、自己の意思を以て、定款第 12 条(a)所定の被選挙権の行使として、選挙管理委員会が指定する方法により、当該一般選挙の被選挙人として立候補した者に限る)

ロ. 正副会頭の中から少なくとも 1 名及び理事の中から少なくとも 2 名から、理事候補者として推薦する旨の署名がある立候補届(理事会が合理的に満足する形式及び内容であるもの)を事務局に提出した者

(2) 選挙管理委員会は、一般選挙による候補者の定数を告示し、立候補の方法及び立候補締切日を定めた上で、立候補を受け付ける。

(3) 選挙管理委員会は、前号に定める立候補締切日までに前号に定める方法で立候補を行った者を記載した、当該年度における一般選挙枠理事立候補者名簿案を作成し、4 月 1 日時点の全正会員に対して、当該年度における一般選挙枠理事立候補者名簿案を文書(電磁的方法によるものを含む。以下同じ)を以て照会する。

(4) 照会を受けた正会員は、前号の名簿に訂正又は記載漏れがある場合、前号での照会において指定された期日までに、文書を以て選挙管理委員会まで連絡する。

(5) 上記手続を経て決定した一般選挙枠理事立候補者名簿記載の候補者の総数が一般選挙による候補者の定数を上回る場合には正会員による選挙を実施し、当該候補者の総数が一般選挙による候補者の定数を上回らない場合は、選挙を実施することなく、全員を理事候補者とする。

(6) 選挙は、総務部を選挙管理委員会として、同委員会の定める方法により行われる。

4. 法人会員における理事の資格

(1) 香港日本人商工会議所の会員は全て法人会員であることに鑑み、上記理事選任手続は法人を対象として行われ、総会日現在の代表者が理事候補者となる。なお、疑義を避け

るために付言するに、本項における代表者とは、定款第 12 条(d)に従い定められる者である。

- (2) 理事が就任後転勤等で法人会員の代表者でなくなる場合は、当該法人会員のその後任代表者が、理事会の確認を以て、理事に就任する。但し、後任代表者が、定款第 12 条(d)に従い定められる者でない場合は、当該後任代表者は、理事に就任しない。部会長職にある理事が退任し、当該理事の後任代表者が定款第 12 条(d)に従い定められる者でない場合は、当該部会担当の副会頭が部会長に就任する。

- (3) 次点者の取扱いについては理事会の決議による。

5. 改廃

本規約の改廃は、理事会の決議による。

付 則

(1992 年 1 月 16 日施行)

(1996 年 3 月 21 日改定)

(2020 年 7 月 16 日改定)

(2023 年 5 月 18 日改定)

(2025 年 3 月 17 日改定)

香港日本人商工会議所委員会運営規約

第1条(委員会の設置及びその目的)

1. 香港日本人商工会議所を取り巻く事案に対処するため、次の各号に掲げる委員会を、当該各号に定める目的を以て、設置する。
 - (1) 中小企業委員会
在香港・華南日系、日本の中小企業が香港で円滑に活動するための情報やビジネス機会の提供。
2. 各委員会の所掌について、必要に応じて別に定めることができる。各委員会で定めた所掌については、理事会に報告を行うものとする。

第2条(委員会の委員構成及び委員長)

1. 各委員会の委員構成は、該当する委員会における決議により決定する。理事会の決議によって新たに委員会が設置された場合、当該委員会の初回の委員構成に限り、3項によって会頭からの委嘱を受けた委員長が決定するものとする。
2. 委員会ごとに、委員長1名を置く。
3. 委員長は、理事の職にある者の中から、理事会の承認を得た上で、会頭が委嘱する。
4. 理事会は、正当な理由があるときは、その決議によって、委員長を解任することができる。

第3条(招集及び運営)

1. 委員会は、委員長が招集する。
2. 委員会は、必要に応じて適宜開催することとし、委員長が適当と認める方法によりこれを招集する。但し、委員長に事故があるときは、予め委員会が定めた順序その他により、他の委員がこれに代わる。
3. 委員会の運営は、その目的に沿い自主的かつ効率的に運営するものとする。

第4条(定足数及び決議の方法)

1. 委員会は、3分の1以上の委員の出席(電話会議又はテレビ会議による出席も含む。以下本条において同じ。)により成立する。
2. 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもってこれを行い、可否同数のときは、委員長が決定する。
3. 委員会は、決議日の3営業日前までに、議決権を有する委員に対して決議事項を通知するものとする。
4. 軽微かつ緊急を要する審議事項がある場合に限り、委員へのメール審議をし、議決することができる。

第 5 条(答申、建議及び発表)

1. 委員会は、理事会の諮問に応じて答申しなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、委員長の判断により答申の時期を理事会による諮問で指定された時期から後らせることができる。
2. 委員会は、委員の意見を取りまとめて理事会に建議し、又は理事会の承認を得て外部に発表するものとする。但し、やむを得ない理由で事前に理事会の建議及び承認を得ることができない場合、会頭の承認を得ることによって、外部に発表を行うことができる。

第 6 条(理事会への報告)

1. 委員長は、自身が委員長を務める委員会における会務の実施状況を、適宜、理事会において報告する。

第 7 条(情報の取扱い)

1. 各委員会の委員は、委員会の参加を通じて知り得た情報につき、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
2. 前項の規定は、委員会からの退会後も有効に存続するものとする。

第 8 条(退会)

1. 委員は、委員会を退会しようとするときは、退会の意思を委員長に通知しなければならない。
2. 委員長は、委員から退会の意思の通知を受けた場合は、特別な事情があるときを除き、遅滞なくこれを受理するものとする。
3. 会員は、委員長が退会の旨を受理した日を以て、委員たる資格を失う。

第 9 条(予算)

1. 各委員会の予算は理事会が定める。各委員長は各委員会の予算状況に応じて事業計画を策定し、実行する。

第 10 条(事務局)

1. 各委員会における事務は事務局がこれを処理する。

第 11 条(委任)

1. 本規約に定めるもののほか、各委員会の運営に関して必要な事項は、その所属委員の意見を踏まえた上で、各委員会の委員長が定める。

第 12 条(改廃)

1. 本規約の改廃は、理事会の決議による。

付 則

(2023年5月18日施行)
(2025年3月17日改定)
(2026年3月19日改定)
(2026年7月1日改定)